岩手県告示第47号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第1項の規定により定めた大船渡港港湾計画を次のとおり変更した。 平成22年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

小型船だまり計画

漁業活動の利便性の向上のため、漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

赤土倉地区

物揚場 水深2メートル 延長 95メートル (既設)

船揚場 延長 140メートル (既設の変更計画)

北防波堤延長165メートル (既設)南防波堤延長70メートル (既設)ふ頭用地面積0.2ヘクタール (既設)泊地面積0.2ヘクタール (既設)

既設

物揚場水深 2 メートル延長95 メートル船揚場延長20 メートル北防波堤延長165 メートル南防波堤延長70 メートルふ頭用地面積0.2~クタール泊地面積0.2~クタール

2 港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び大船渡地方振興局土木部